

FCAだより

2024年7月発行 vol.8

FCA活動報告

FCA（一般社団法人日本音楽作家団体協議会）は音楽作家の権利を擁護し社会的地位の向上を図るため、13の音楽作家団体が集まって活動する組織です。

MPAが2024年度定時総会で会員社に「音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて」を説明

6月14日、MPA（一般社団法人日本音楽出版社協会）は2024年度定時総会を開催し、議案審議終了後、稲葉豊MPA会長から「音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて」について説明がありました。稲葉会長は「作家との契約締結の際により丁寧なコミュニケーションを図ることが、最良のビジネスパートナーとして、よりよい関係を築いていくことになるので、契約担当者をはじめとして各社で配慮してほしい」旨の依頼をされました。



MPA稲葉会長によるご挨拶

写真引用：MPAホームページ<https://mpaj.or.jp/news/16593>より

MPAとは音楽作家と音楽出版社が抱える様々な課題について2023年11月から定期的に意見交換をおこなっており、今後も継続的にコミュニケーションを図って両者の課題解消に取り組んでいきます。



MPA定時社員総会の様子はこちら
<https://mpaj.or.jp/news/16593>



「音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて」はこちら
https://mpaj.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/MPA_partnership.pdf
(裏面に全文を掲載)



2024年度第1回FCA理事会・定時社員総会を開催

6月12日、FCAは2024年度第1回理事会と定時総会を開催し、MPAとの意見交換、楽譜コピー問題、生成AI問題などを中心に様々な報告や決議を行いました。定時総会で承認された2023年度の事業報告書・収支決算報告書はFCAホームページでも公開されておりますので是非ご覧ください。

FCAでは今後も「FCAだより」を発行して活動をお知らせしていきます

©2024 一般社団法人日本音楽作家団体協議会



<https://fca-rights.jp/>

MPAから会員音楽出版社へ配布された書面の全文

2024年6月吉日

会員各位

一般社団法人 日本音楽出版社協会
会長 稲葉 豊

音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて

当協会（以下「MPA」といいます）では、音楽出版社である会員社の皆様と、著作者である作家の皆様が抱える様々な課題について、FCA（一般社団法人日本音楽作家団体協議会）との意見交換の場として「MPA・FCA 懇話会」を設け、昨年11月より定期的を開催しております。

この懇話会の中で、MPAは、著作権契約をはじめとする様々な案件やFCAの提案等に関し、音楽出版社の本来の役割や、会員社の皆様が作品の利用開発のために行っている様々な活動の実態について、具体的な事例や目的等を挙げて説明を行なってきました。その結果、音楽出版社の実際の活動・目的等について少なからずご理解を得られたものと考えています。また、この懇話会を通じて、両団体が抱える様々な課題に取り組んでいくための共通基盤が構築できたことをふまえ、今後も継続的に両団体のコミュニケーションを図っていく所存です。

一方、懇話会では、一部の会員社について、著作権契約の条件等を説明しないまま事後的な契約締結を求めるといった事例が見受けられるとの指摘がありました。両団体の度重なる協議を経て作成された著作権契約書（FCA・MPA フォーム）であり、契約条件には期間などの自由度があるにもかかわらず、選択肢がなく、自由度や柔軟性を欠くといった誤解を招く恐れもあることから、大山著作権委員会委員長より著作権委員会・OP研究会等に対して注意喚起を行うとともに、理事会へ報告いたしました。

契約締結にあたっては、契約当事者間の合意が前提であることは言うまでもありませんが、作家の皆様との契約締結及びこれに伴う契約書の送付に際しては、より丁寧なコミュニケーションによる権利確定プロセスのご説明とご配慮をお願いしたく、MPA会員社の皆様にあらためてお知らせいたします。

今後、音楽出版社と作家の皆様が相互のコミュニケーションをさらに深めることにより、最良のビジネスパートナーとして、より一層の相互扶助の環境が醸成されるものと確信しております。MPA会員社の皆様におかれましても、あらためてご共有のうえご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上